

## 「三重県最低賃金について 28 円引上げし、時間額 902 円に改正」

三重県地方最低賃金審議会長は、2021 年 7 月 13 日に三重県労働局長から、三重県最低賃金の改正決定について調査審議を求める諮問を受け、関係業界の労使代表者からの意見聴取、賃金実態調査、各種経済指標の分析等を行うとともに、中央最低賃金審議会から示された目安答申を参考とし、最低賃金法に定める①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払い能力を総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、三重県労働局長に対し、現行の三重県最低賃金を 28 円引上げ、時間額 902 円（現行 874 円）に改正し、2021 年 10 月 1 日から施工するよう答申されました。

これに伴い、最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和が実施され、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和 3 年 10 月から 12 月までの 3 ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40 以上）を問わず雇用調整助成金が支給されます。

また「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する「業務改善助成金」を活用し生産性を向上させる機器・設備を導入し一部を補助することができます。

### ●最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金の要件緩和

#### ・対象となる条件

①令和 3 年 10 月から 3 か月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和 3 年 1 月 8 日以降解雇等を行っていない場合に限る）であること。

②事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ 3 月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が 30 円未満である場合に限る）を、令和 3 年 7 月 16 日以降、同年 12 月までの間に、30 円以上引き上げること。

・上記の①および②を満たす場合は、令和 3 年 10 月から 12 月までの 3 ヶ月間の休業について小規模の休業（1/40 未満）も雇用調整助成金の対象とする

### ●「業務改善助成金」について

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以内	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場  ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内  ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10  【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上	120万円		
45円コース	45円以内	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上	180万円		
60円コース	60円以内	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上	300万円		
90円コース	90円以内	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上	600万円		

●お問い合わせ先・相談先

・雇用調整助成金

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

TEL：0120-60-3999 受付時間：9：00～21：00 土日祝日を含む

・業務改善助成金

業務改善助成金コールセンター

TEL：03-6388-6155 受付時間：8：30～17：15 平日のみ

・三重県働き方改革推進支援センター

TEL：0120-111-417 Mail：[mie@task-work.com](mailto:mie@task-work.com)

●参考資料

・三重労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/000935875.pdf>

- 三重県働き方改革推進支援センター ホームページ  
<https://task-work.com/mie/>
- 三重県働き方改革推進支援センター チラシ  
<https://task-work.com/mie/wp-content/uploads/2021/07/de7de34b7bf829b089956813968a069d.pdf>
- 最低賃金を引き上げた中小企業における要件緩和に係る雇用調整助成金チラシ  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000813239.pdf>
- 業務改善助成金について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/zigy\\_onushi/shienjigyoku/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigy_onushi/shienjigyoku/03.html)